

税務および税関に関する 最新情報

2021年8月





- 1 ベトナムCovid-19ワクチン基金の組織、活動、管理、使用、 および、会計、決算、財務公開に関するガイダンスCircular 41/2021/TT-BTC
- 2 付加価値税に関するCircular 219/2013/TT-BTCの第10条 第11項を改正するCircular 43/2021/TT-BTC
- 3 為替換算差額の認識・評価・処理に関するCircular 179/2012/TT-BTCを廃止するCircular 37/2021/TT-BTC

- 4 移転価格税制に関する事前確認制度(APA)に関する従来の Circular 201/2013/TT-BTCに替わる新しいガイダンス Circular 45/2021/TT-BTC
- 5 英国ベトナム自由貿易協定の原産地規則に関する工商省 Circular 02/2021/TT-BCT
- 6 個人所得税申告に関する税務総局Official Letter 2393/TCT-DNNCN
- 7 本籍地とは異なる省・都市での投資プロジェクトに関わる付加価値 税還付申請の処理に関するOfficial Letter 1713/TCT-KK
- 多 交換用貨物の一時輸出・再輸入手続きに関するOfficial Letter 3261/TCHQ-GSQL
- Posterial Decree 18/2021/ND-CP実施に関するOfficial Letter 2687/TCHQ TXNK

1. ベトナム Covid-19ワクチン基金の組織、活動、管理、使用、および、会計、決算、財務公開に関するガイダンス Circular 41/2021/TT-BTC

首相決定Decision 779/QD-TTgにより設立されたベトナムCovid-19ワクチン基金の組織、活動、管理、使用、および、会計、決算、財務公開に関するガイダンスとなる2021年6月2日付けCircular 41/2021/TT-BTCが財政省から公布されました。Circular 41は署名日から施行されます。このガイダンスに基づいて、Covid-19禍防止活動への寄付金・支援金の損金算入に関する2021年3月31日付け政令Decree 44/2021/ND-CPおよびその改正政令(もしあれば)の規定により、法人所得税の計算に際して、上述基金への寄付金・支援金の損金算入が認められます。



2. 付加価値税に関するCircular 219/2013/TT-BTCの第10条第11 項を改正するCircular 43/2021/TT-BTC

2013年12月31日付けCircular 219/2013/TT(2015年2月27日付け Circular 26/2015/TT-BTCにて改正済み)の第10条第11項を改正する2021年6月11日付けCircular 43/2021/TT-BTCが財政省から公布されました。

これによれば、付加価値税率5%の適用対象となる輸入医療機器を 大幅に改正しており、医療に関する法令の規定、または、2018年 5月15日付け保健省Circular 14/2018/TT-BYTにて公布された「保 健省の管轄対象となる医療機器リストおよびベトナム輸出入貨物 リストによる貨物コード」およびその改正ガイダンス(もしあれ ば)に基づく 輸入許可証、流通登録証明書、または、基準公 布書類受理票のある各種医療機器などが含まれています。

Circular 43/2021/TT-BTCは2021年8月1日から施行されます。

3. 為替換算差額の 認識・評価・処理に関 するCircular 179/2012/TT-BTCを 廃止するCircular 37/2021/TT-BTC



為替換算差額の認識・評価・処理に関する財政省Circular 179/2012/TT-BTCを廃止する2021年5月27日付けCircular 37/2021/TT-BTCが財政省から公布されました。

上述のCircular 179廃止は、財務諸表作成時点での期末の外貨残高の評価に関連する規定(実際の為替レート使用)と税引後利益に含まれる非貨幣性項目(貨幣性項目の再評価など)に関わる利益配当に関する規定の整合性を取ることが目的です。Circular 179の廃止後は、企業会計制度のガイダンスとなるCircular 200/2014/TT-BTCに従って関連規定が統一的に適用されます。



Circular 37は2021年7月11日から施行されます。

4. 移転価格税制に関する事前確認制度(APA)に関する従来のCircular 201/2013/TT-BTCに替わる新しいガイダンスCircular 45/2021/TT-BTC

移転価格税制に関する事前確認制度(APA)の適用に関するガイダンスとなる2021年6月18日付けCircular 45/2021/TT-BTCが、財政省から公布されました。従来のCircular 201と比較して、今回のCircular 45および2019年租税管理法と政令Decree 126/2020/ND-CPでは以下のようなの改正事項が見られます。

- 事前相談のステップは必ずしも必要ではなくなりました。
- 財政省が許可を出す権限を持ちます。
- 合意を取得したAPAの対象期間は最大3年間(従来のCircular 201では5年間)ですが、納税者が既にベトナムで事業活動を行い、そして、法人所得税の申告納税を行った実際の年度数を超えません。
- 経過規定:

Circular 45の施行日前にAPA適用を申出してまだ合意を得ておらず、Circular 45の施行日までにAPA適用の手続きが完了していない場合は、Circular 45の規定に従い処理されます。

5. 英国ベトナム自由貿易協定の原産地規則に関する工商省Circular 02/2021/TT-BCT

英国ベトナム自由貿易協定(UKVFTA)の原産地規則に関するガイダンスとなる2021年6月11日付けCircular 02/2021/TT-BCTが工商省から公布されました。Circular 02は5章、40条および附属書8つから成っており、以下のような注記すべき事項が見られます。

- UKVFTAによる関税上の特恵を受けるためには、輸入時点から2年以内にベトナム税関当局へ原産地証明書を提出する必要があります。原産地証明書が英語でない場合、税関当局から翻訳版を要請されることがあります。
- UKVFTAにおける原産地の自己証明制度は、以下のように運用されます。
 - ベトナムの輸出貨物に対して:
 - 価額が6,000 EURを超えない貨物については、いかなる輸出者も 自己証明が可能です。
 - 価額が6,000 EURを超える貨物については、工商省による委任を 受けた機関が発行する原産地証明書の制度を適用します。
 - ベトナムへ輸入される貨物に対して:
 - 価額が6,000 EURを超えない貨物については、いかなる輸出者も 自己証明が可能です。
 - 価額が6,000 EURを超える貨物については、英国の規定による条件を満たす輸出者のみが自己証明をすることが可能です。

自己原産地証明書の有効期限は、輸出国 での発行日から12カ月間で、有効期限内 に輸入国の税関当局へ提出する必要があ ります。

Circular 02の施行日は2021年6月27日です。



6. 個人所得税申告に関する税務総局Official Letter 2393/TCT-DNNCN



新しい租税管理法38/2019/QH14およびその施行細則2020年10月19日付け政令Decree 126/2020/ND-CPに基づいた個人所得税の申告に関するガイダンス2021年7月1日付けOfficial Letter 2393/TCT-DNNCNが税務総局から公布されました。これによれば、留意すべき2点について以下の通り回答されています。

- 給与所得の支払いが生じるけれども売上が発生しない国家行 政機関、事業行政機関、党組織、団体、政治社会組織などは、 四半期毎に個人所得税を申告する対象となります。
- 個人所得税課税所得の支払いが生じる場合にのみ、個人所得税の申告対象になります。従って、個人所得税課税所得の支払いが生じない場合は、個人所得税法の規定対象となりません。これにより、月次または四半期での個人所得税課税所得の支払いが生じない場合、月次または四半期の個人所得税申告は不要です。

7. 本籍地とは異なる省・都市での投資プロジェクトに関わる付加価値税還付申請の処理に関するOfficial Letter 1713/TCT-KK



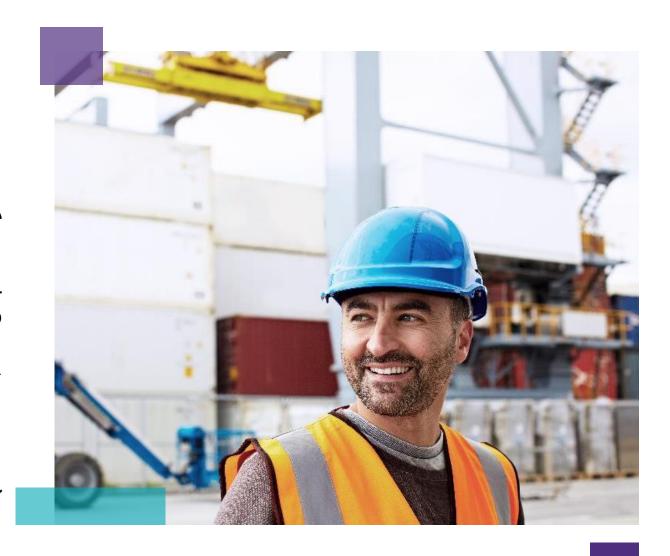


本籍地とは異なる省・都市での投資プロジェクトに関わる法律の経過措置適用期間における付加価値税還付申請の処理に関するイェンバイ省税務局からの問い合わせに答える2021年5月26日付けガイダンスが税務総局から公布されました。このガイダンスによれば、本籍地とは異なる省・中央直轄都市での投資プロジェクトが投資段階にあり、まだ活動開始前で、事業登録も税務登録も行っていない場合、投資プロジェクトだけの付加価値税申告書を作成します。2020年第4四半期の付加価値税申告様式02/GTGTでの還付申請があり、2013年11月6日付け財政省Circular 156/2013/TT-BTCで公布された様式01/DNHTによる歳入還付申請書が送付されてきた場合、イェンバイ省税務局は、投資法令および税法令の規定、そして、当該企業の実際の状況に基づいて申請書類を審査し、規定に従い還付処理を行います。但し、2021年1月以降または2021年第1四半期以降の期間については、納税者は、2020年10月19日付けDecree 126/2020/ND-CPおよびそのガイダンス文書の規定に従い申告納税および還付を実施する必要があります。

8. 交換用貨物の一時輸出・再輸入手続きに関するOfficial Letter 3261/TCHQ-GSQL

外国のサプライヤーから輸入した製品を修理するために一時輸出したけれども、再輸入が行われず、新しい製品が供給されてきた場合の手続きおよび税務手続きに関するガイダンスが2021年6月29日付けOfficial Letter 3261/TCHQ-GSQLとして税関総局から公布されました。

- 一時輸出したけれども再輸入しなかった貨物について:一時輸出申告を行った税関支局で輸出手続き (形態コードB12の一時輸出後の輸出)を実施します。この輸出手続きが現物検査をすべきカテゴリーの輸出申告であったとしても、税関支局長は貨物の現物検査を実施しない決定をします。
- 交換用に輸入した貨物について:通常の輸入手続き (再輸入ではなく)を実施します。
- 税務手続きは、輸出または輸入の形態毎に応じて、 輸出入関税法、Decree 134/2016/ND-CP(Decree 18/2021/ND-CPにて改正済み)の規定に従い実施し ます。



9. Decree 18/2021/ND-CP実施に関するOfficial Letter 2687/TCHQ – TXNK

Decree 18/2021/ND-CPの実施に関する2021年6月1日付けOfficial Letter 2687/TCHQ – TXNKが税務総局から公布されました。重要な事項は以下の通りです。

- 見なし輸出製品の通関日から15日以内に、輸出者は、対応する見なし輸入製品の通関申告書に関する情報を税関当局へ通知する必要があります。期限内に通知をしない場合、輸出者は、この見なし輸出製品製造のために使用した輸入材料・資材に関わる税金の申告納税をするためにA42申告書を届出する必要があります。見なし輸出をする際には、見なし輸出者は、外国組織・企業によるベトナムでの貨物受け渡し指示書も提出する必要があります。
- Decree 18/2021/ND-CPの施行日から1年以内に規定による税関検査条件を満たす必要がある場合の詳細について言及しています。
- 輸出加工企業(EPE)に関わる検査条件、特に、監視カメラシステム 設置条件に関する詳細が説明されています。具体的には、出入口、材 料資材、半製品、製品、機械設備、および、非課税のその他貨物を保 管する倉庫が、EPE内部で監視カメラを設置すべき場所になります。 工場、事務所、食堂など製造や貨物使用のために用意されているその 他場所には、本要件は適用されません。



Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thornton の専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 Tax Hub

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building 106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam

T + 84 24 3850 1686

F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services

D +84 24 3850 1618

E khoi.hoang@vn.gt.coma

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk

D +84 24 3850 1680

E kaoru.okata@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director

D +84 24 3850 1716

E ngan.bui@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner

D +84 24 3850 1620

E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director - Transfer Pricing

D +84 327 345 053

E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Director - Tax and Transfer Pricing Services

D +84 24 3850 1687

E dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam

T + 84 28 3910 9100

F + 84 28 3910 9101

Valerie - Teo Liang Tuan

Tax Partner

D +84 28 3910 9235

E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director

D +84 28 3910 9233

E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director –Japanese Desk

D +84 28 3910 9135

E masato.karoji@vn.gt.com

Nauven Thu Phuona

Tax Director

D +84 28 3910 9237

E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director

D +84 28 3910 9240

E tho.lac@vn.gt.com

© 2021 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

